

第1回建築物衛生管理に関する検討会

日時 令和3年1月29日(金)

15:30～

場所 ウェブ開催

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 定刻から少し時間がたってしまいましたが、ただいまより第1回建築物衛生管理に関する検討会を開催したいと思います。本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。今回は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ウェブ開催としております。また本日の審議の状況につきましては、音声のみ配信しております。

それでは、本日御出席いただいている委員の御紹介をいたします。本日は、委員の皆様全員に出席していただいております。秋葉委員、鎌田委員、倉渕委員、高田委員、谷川委員、中野委員、西村委員、林委員です。なお中野委員は途中で御退席されると伺っております。

続いて、事務局の御紹介です。医薬・生活衛生局生活衛生課長の成松です。

○医薬・生活衛生局生活衛生課成松課長 よろしく申し上げます。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 私は、建築物衛生法を担当しております北村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、本検討会の進行及び配布資料につきまして御説明いたします。今回は、Skype for Business によるオンライン会議です。円滑な進行のため、次の点に御注意ください。発言される方以外はマイクをミュート設定にしてください。発言されたい場合は、メッセージ等でお知らせをお願いします。座長若しくは事務局がメッセージを確認しましたら、指名いたします。指名された方はミュート設定を解除して御発言をお願いいたします。なお発言される前には、お名前をお伝えいただきますよう、よろしくお願ひいたします。発言が終わりましたら、再度ミュート設定に戻ってください。以上になります。これらの注意点は事前に資料としてもお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

続いて、資料を確認いたします。資料のファイルの1～2ページが資料1です。資料2-1、資料2-2が3～9ページまで、資料3が10～13ページまで、追加資料が14ページとなっています。続いて参考資料のファイルですが、参考資料1が1～4ページ、参考資料2が5～14ページ、参考資料3が15～25ページ、参考資料4が26～35ページとなっています。不足等がありましたら、事務局までメッセージでお知らせください。資料には通しページを右下に入れておりますので、御発言される際にはそのページでお知らせください。それでは本検討会の座長は、倉渕先生をお願いしております。以降の進行は、座長をお願いいたします。

○倉渕座長 倉渕です。本検討会の議長を授かっております。それでは、議題1です。開催趣旨について御説明をお願いします。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 それでは、資料1の説明に移ります。お手元の資料を御覧ください。資料1は、本検討会の開催要綱となっております。本検討会の趣旨と目的ですが、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成15年4月に改正して以降、大幅な見直しが行われていないところです。この間、特定建築物を取りまく状況は大きく変化し

ており、建築物は、より大規模化・高層化が進んだことに加えて、建築衛生設備・機器に関する ICT 技術が大きく進展し、更に国際機関では室内環境基準について新たなガイダンス等が定められております。これらの状況を踏まえて、学識経験者等で構成される検討会を開催し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直しなど、適切な建築物衛生管理に必要な事項についての検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、本検討会の検討事項です。まず、1 つ目が、特定建築物の要件について、2 つ目が、建築物環境衛生管理基準について、3 つ目が、その他適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を進めたいと考えております。

続いて、構成等です。資料 1 の 2 ページに掲げております構成員の皆様に、本検討会の議論をお願いしております。座長を 1 名置き、座長には検討会を代表し、会務を総括していただきます。座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理することができます。本検討会は、必要に応じて構成員以外の有識者の出席を求めることができます。

最後に、運営についてです。本検討会は大臣官房生活衛生・食品安全審議官が開催いたします。また原則公開とし、会議の資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開いたします。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合には、開催予定と共に非公開であること及び非公開とする理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開いたします。本検討会の庶務は、医薬・生活衛生局生活衛生課が行います。この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定いたします。開催要綱等につきましては、以上でございます。

○倉渕座長 はい、資料 1 については、よろしいでしょうか。続いて、資料 2 特定建築物の要件等について、事務局より説明をお願いします。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 それでは、資料 2 の特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準について御説明いたします。4 ページを御覧ください。現在の法令上の規定と、それを取りまく状況についてまとめたものとなっております。建築物における衛生的環境の確保に関する法律の概要としてまとめています。まず、この法律の目的ですが、「多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」としております。図で示しておりますが、この法律は自治事務となっており、実際の建物の所有者及び維持管理権原者に対する指導や立入検査につきましては、保健所で行われています。この特定建築物所有者や、維持管理権原者に対して環境衛生上の必要がある場合には、中央にある「建築物環境衛生管理技術者」が意見を述べるができるという仕組みとなっております。管理技術者につきましては、資料 2-2 で、後ほど詳しく説明させていただきます。特定建築物については 4 ページの左

下に青い図で書いておられますとおり、少し古いデータですが、全国で 46,210 か所から届出が出ているということです。興行場や百貨店、集会場などの不特定多数の人が利用する建物については 3,000m² 以上となっており、小学校、中学校など、学校教育法に基づく学校につきましても 8,000m² 以上の建築物がこの法律の対象となります。また、こういった建物の維持管理は、ビルメンテナンス業者が実施することが多く、一定の要件を満たすビルメンテナンス業者につきましても、都道府県知事の登録を受けることができるようになっております。現在、この登録事業者の延べ営業数として 18,220 か所と報告がされております。

続いて、5 ページを御覧ください。現在までの特定建築物の適用範囲の拡大の推移を書いております。法律が制定された当時、昭和 45 年は、延べ面積が 8,000m² 以上の特定建築物が法の適用範囲となっておりましたが、昭和 48 年には、延べ面積が 5,000m² 以上で除外規定が 10%、昭和 50 年には、延べ面積が 3,000m² 以上で除外規定が 10%、そして平成 14 年には除外規定は廃止されて、現行どおりとなっております。欄外に書いておられますが、学校教育法第 1 条に規定される学校等につきましても、延べ面積は 8,000m² 以上となっており、これは法の制定当時から変わっていません。このように特定建築物の要件につきましても、年を経るにつれて徐々に適用範囲が拡大しており、現在 3,000m² という基準となっておりますが、これを 2,000m² に適用を拡大すべきではないかという御意見もあり、2017 年から 2019 年度にかけて、「中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究」を実施したところです。

続きまして、建築物環境衛生管理基準についてです。6 ページを御覧ください。建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条第 2 項において、環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする規定されております。特に空気環境の基準につきましても、不適合率、すなわち基準を満たしていない状態が多数の特定建築物で確認されていたことから、「建築物環境衛生管理基準の検証に関する研究」を実施しました。こちらでも 2017 年から 2019 年度まで実施しており、今回報告書が取りまとまったところです。6 ページの中央に、現在の空気環境の調整に関する基準を記載しております。平成 23 年には、この基準値と諸外国のガイドライン等を比較した研究を行っておりますが、その際には大きな見直しの必要はないという結論が出ているところです。資料 2-1 については以上です。続いて、資料 2-2 について説明いたします。

建築物環境衛生管理技術者の職務ですが、特定建築物の維持管理が環境衛生上、適正に行われるよう、特定建築物所有者等に対し、建築物環境衛生管理技術者の選任を義務付けているというものになっております。

2 つ目の※ですが、管理技術者は、この特定建築物への選任は必要になるのですが、法令上、常駐は必須となっていないところです。

管理技術者の職務は、特定建築物の維持管理が環境衛生管理基準に従って行われるよう

監督することであり、必要があると認めるときには、当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べるができるようになっていきます。これは法律で規定されています。

下側に建築物環境衛生管理技術者の業務について、フロー図を書いております。ここで重要になりますのは、管理技術者御自身は、空気環境の測定ですとか、水質の検査を行う人ではないということです。管理技術者の業務ですが、まず維持管理計画を立案し、その維持管理業務がきちんと進行管理しているか、測定業者等からデータを収集して、その結果を評価して、何か問題があった場合には、その原因を突き止めるために必要な調査を実施すること、またはそれが大規模な修繕等が必要な場合には、建築物所有者等に対して、こういった修繕が必要ですよといった意見を述べるという業務が非常に大事なところになっております。そうした問題点を改善した上で、きちんと直ったかどうかの再評価をして、大規模な修繕を行った場合は図面等にも影響が及びますので、図面や帳簿書類を整理して、また次回の維持管理計画の立案につなげるといったフローを続けていくことによって、特定建築物の衛生環境が良好な状態になるように監督をするというようなことが重要な業務になっていきます。

続いて8ページです。現在の法令を記載しております。先ほど申し上げたとおり、特定建築物の所有者、要するにビルのオーナーは、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上、適正に行われるように監督をさせるために、建築物環境衛生管理技術者を選任するという規定になっております。

この選任については一定の条件があります。建築物衛生法施行規則では、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならないとなっております。またその選任に当たっては、1人の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者が、同時に他の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者とならないようにしなければいけない、つまり、建物1つに当たり管理技術者は1人という原則があります。ただし書きで例外が規定されており、二以上の特定建築物について、相互の距離、それぞれの用途、構造設備などの状況によって、一人の建築物環境衛生管理技術者が当該二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者となっても、その職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りではないと、条件が定められております。

9ページです。この管理技術者の兼任に関するこれまでの厚生労働省の取組についてまとめしております。先ほど申し上げましたとおり、規則上は建物1棟につき、1人選任するという原則がありますが、平成9年の規制緩和推進計画の再改定の際に、「兼任が認められる事例を都道府県に示す」ことによって、運用の統一化、各自治体によってばら付きがないようにしようとしたことを受け、その当時、都道府県等に対して、管理技術者の兼務状況の実態調査ですとか、その実態調査の結果を踏まえて、ビルオーナー団体、ビルメンテナンス業界団体及び建築物衛生に係る有識者で構成された検討会の議論を踏まえて、管理技術者の兼任は原則として認めないとしながらも、「ビル管理技術者の確保

が困難であり、統一的管理性が確保されている場合には、例外的に3棟までの兼任を認めることがある」と、通知しています。

また平成13年にも、この兼任に関する規制改革の要望があり、「職務遂行に支障がない範囲で兼務が認められることを明確にするとともに、兼務が認められる条件について具体的な判断基準を示す」とされたことを受け、管理技術者の兼任は原則として認めないという解釈を改めまして、統一的管理性が確保されている場合においては、3棟までの兼任を認めるということを明確にしたところです。資料2-2の説明は以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。というところで一区切りなのですが、一応、この検討会では、3つのポイントがあるのです。1つ目は適用範囲です。平成14年に直近の適用範囲の拡大であったわけですが、これを更に拡大する必要があるか否かというのが1つ目の論点です。

2つ目の論点が、建築物環境衛生管理基準を、これは多分、厳格化の方向にいくのではないかと思います。このニーズというか、必然性があるのかが2点目です。

3番目の課題が、建築物の維持管理技術者の兼任のルールについて、更なる兼任の範囲を拡大することが可能であるかということの3点だと思います。以上につきまして、委員の皆様方から、何か発言あるいはお考えなどありますでしょうか。

北村さん、すみません。最初の課題と2つ目の課題については、厚労科研の報告書が出ているのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 はい、そうです。参考資料3と4として、総合報告書の抜粋を添付しております。

○倉渕座長 大体どんな内容になっているのでしょうか。概要をかいつまんで御説明いただけるとありがたいです。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 まず、資料の5ページの「中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究」については、参考資料3として、総合報告書を添付しております。延べ床面積2,000から3,000m²の建築物の衛生管理上どういう状況であるかということ、業界団体の協力を得ながら調査したものです。2,000から3,000m²という規模の建築物には、建築物衛生法の適用がないので、当然ながら法令の義務がない範囲で、どういった衛生管理がされているかどうかということを探るというものでしたが、衛生上、状態が悪い所もあればそれほど悪くなかったという結果もあったので、この後で資料3でも御説明しますが、年度が明けてから改めて御説明したいと思います。

もう1つは資料2-1の6ページの下「建築物環境衛生管理基準の検証に関する研究」です。建築物環境衛生管理基準の見直しの検討のために実施したのですが、こちらはかなり明確な結果が出ておまして、特に居室の温度の範囲ですが、現在の建築物衛生法、他法令でも大体同じですが、17℃以上28℃以下と範囲が決められております。低い側の基準なのですが、WHOの最新のガイドラインによりますと、18℃とすることが適当だろう

ということで出ておりますので、それを建築物衛生法でも採用するかどうかということで御検討いただければと考えております。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。ということで、最初の適用範囲の拡大については、実際に 2,000m² から 3,000m² という建築物衛生法が適用されない建物では、よいものもあれば悪いものもあったということが調査結果として一応まとめられているということと、衛生管理基準としては、温度の下限を 18℃にしたかどうかという御意見が出ているということです。ほかに何か御意見はございますか。

それでは私のほうから。今の基準なのですが、もう 1 つの観点からいきますと、CO₂ 濃度の 1,000ppm というのがあるのですが、例えば最近のコロナに関する問題の中で、厚労省が推奨する 1 人当り換気量、30m³/時と言っておられますよね。そうすると、30m³/時で、1 人当たりの CO₂ 発生量を 0.02m³/時とすると、大気濃度プラス上昇分が 667ppm になるので、今、バックグラウンドが 400ppm ぐらいですから、結果として、事務所は 1,067ppm ということになって、その現行の基準の 1,000ppm との乖離が生じることになると思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 はい、特に大気中の CO₂ 濃度につきましては、都市部で高くて地方においては低いという傾向が見られるというのは、よく知られている状況でありまして、そうしますと、同じ 1,000ppm とすると、都市部のビルのほうが相対的に維持管理が厳しくなるという現状があります。ただ、法制定時から、CO₂ 濃度で基準値を定めておりまして、例えば、管理基準を室内の換気量に変更するとか、外気の CO₂ 濃度に対して何 ppm までにするといった相対濃度で管理するということについては、我々も知見がございませんので、また新しく研究をきちんと立ち上げて、どういった基準値を設定するのが適当か等を改めて確認したいと思っております。以上です。

○倉渕座長 はい、分かりました。どなたか御意見はございませんでしょうか。

○中野委員 座長、よろしいでしょうか。

○倉渕座長 よろしく申し上げます。

○事務局 お名前をお願いいたします。

○中野委員 中野でございます。恐れ入ります。発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。

いわゆるビル管法の適用の特定建築物の用途ということ、ひとつ御提議させていただきたいと思うのですが。中規模ビルということで、面積要件を変えるというようなお話もあるのですが、私ども、例えば介護施設でありますとか、養護施設でありますとか、いわゆる健康弱者の方がいらっしゃる施設について、ビル管法の適用というものも、これからは考えていかなければいけない課題ではないかなということ、常々感じております。今回の主題ではないかもしれませんが、いずれ、そういった用途要件についても、是非御検討いただく場を作っていただくことが必要ではないだろうか、こういうことを常々考えております。是非、御検討いただければと思います。以上です。

○倉渕座長 用途拡大みたいなことですね。検討に入れてはどうかという御提案です。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

あと、管理技術者の兼任に関する3番目の課題なのですが、これは管理技術者の方々からの要望みたいなものはあるのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 事務局です。今回、資料3のほうで詳しく御説明しますが、管理技術者ではなくて、ビルの設備を製造・供給するメーカー側から御要望いただきまして、以前、管理技術者の兼任要件について通知をしたのが平成14年ということで、それから15年以上経過しており、その頃よりはビルの衛生管理の技術もずいぶん進展しているので、そういったことも考慮しながら、その兼任要件の見直しができるのではないかとということで御提案を頂いているところですが、管理技術者という立場からは承っていないところです。ただ、業界の方々からは、人手不足であり、特に都市部はビルが多く、管理技術者の確保がなかなか難しいという御要望をお聞きする場面があります。

○倉渕座長 分かりました。ほかに何か御意見、御発言はありませんでしょうか。それでは、今後の進め方について御説明いただけますでしょうか。では、議題の3「今後の検討の進め方について」の御説明をお願いいたします。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 資料3、10ページを御覧ください。本検討会の検討事項についてです。1つ目は建築物環境衛生管理技術者の兼任要件についてです。先ほど少し触れたとおり、規制改革ホットラインにICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和すべきであるという要望が提出されたところです。厚生労働省としては、このICTの進展を踏まえ、次の兼任要件について検討したいと考えております。①～④は、先ほど資料2で説明したとおり、平成14年の通知で示した部分です。まず、民間ビルについては兼任が認められるのは、建築物環境衛生管理技術者1人につき、特定建築物は3棟までという上限があります。それから統一的な維持管理ができるという条件として、建築物の維持管理権原者が同一であること。空気調和設備、給水設備等、建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であること。それから、管理技術者が兼任する特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積の程度といったものを、届け出を受ける保健所で総合的に判断をして、兼任を認めるかどうかを判断しておりますので、これらについて検討したいと思っております。

また、この検討を進めるに当たって、厚生労働省では、最新のICTの状況は分かり兼ねますので、空気調和設備メーカー等に対して、空調や給排水等の分野で、建築物衛生管理に係るICTの状況をお聞きし、それを活用することで、管理技術者の兼任要件がどこまで緩和できるのか、その可能性について、ヒアリングを行いたいと考えております。ヒアリング項目は、別添1として付けております。

それに加えて、建築物衛生法は自治事務であり、管理技術者の兼任についての認可は、保健所で行っておりますので、管理技術者の兼任の認可の状況について、実態調査を行い

たいと思います。それは、別添 2 として付けております。

これから先生方に御議論していただきたいのは、11 ページに付けておりますメーカー等、事業者に対して行うヒアリング項目の案ということで、事務局でたたき台を作っております。こういった内容で、事業者を確認を行い、特に問 2 の所ですが、ICT によって建築物環境衛生管理技術者の業務をどのような観点でサポートすることができるのかといったところを明らかにしていきたいと思っております。繰り返しになりますが、管理技術者は御自身で測定や水質検査を行うわけではなく、あくまでこのフロー図に則って行っていただくのが法令上で定めている業務ですから、この業務のどの辺りで ICT が活用できて、兼任要件を緩和することにつながるのかを明らかにしていきたいと思っております。

また 12 ページは、全ての特定建築物といっても、古い物から新しい物までありますので、ICT を導入する際、又はそれを導入して運用する際に、何か考慮すべき事項があるのかどうかといったところも確認したいと思っております。例えば、そもそも新築ビルでないと導入できないとか、最近では自動測定機が可能な BEMS というものもありますので、自動で空気環境測定ができる場合もありますけれども、センサーをどのように較正するのかといったところを確認したいと考えております。

13 ページに、別添 2 として、地方自治体あての調査票を付けております。各自治体において、管理技術者の兼任を認めていない所は余りないと思っておりますが、兼任を認めているかどうか、そして認めている場合は上限何棟までかとか、あとは厚生労働省からは相互の距離や延べ面積の状況というように示しているところですが、例えば特定建築物の相互の距離が何キロ以内でないと駄目だとか、県内に限るとか、又は特定用途としての延べ面積は何万 m² 以内といった具体的な基準を設けている場合は、そういった状況も確認をしたいと思っております。この別添 1 と別添 2 については、先生方の御意見を踏まえながら、もっとよいものにしていきたいと思っておりますので、この後、議論をよろしくお願いいたします。管理技術者の検討については以上です。

10 ページに戻ります。(2)特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準について、御議論いただきたいと思っております。これは、先ほど触れました厚労科研の報告書が出ておりますので、その内容を踏まえながら、特定建築物の所有者や維持管理権原者、それから特定建築物所有者等に対する指導等を行うのは保健所ですので、業務量などを考慮しながら具体的な検討を進めていただきたいと考えております。

2 の検討期間等です。管理技術者の兼任要件については、先行して検討を進めたいと考えております。特定建築物の要件、管理基準については、令和 3 年度以降、年度を明けてから検討をしたいと思っております。大枠のスケジュールを書いておりますが、本日は、まず本検討会の検討課題の整理等を行い、2 月 22 日の第 2 回では、メーカー等に対するヒアリング等を実施していきたいと思っております。年度内の最後になりますが、3 月 22 日には管理技術者の兼任要件の緩和がそもそも可能かどうかというような方向性については、ある程度決めていきたいと考えております。年度が明けて、第 4 回から第 6 回、大体 3 回

程度を考えておりますが、第4回、第5回で特定建築物の要件と管理基準について検討して、第6回には最終報告書を取りまとめたいと考えております。

先生方への事前説明で、管理技術者の人数はどれぐらいいるのかという御質問を頂いたので、追加の資料を14ページに付けております。厚生労働省で毎年まとめております衛生行政報告例という統計の数字となっております。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で取りまとめが遅れており、こちらのデータは平成30年度末現在と、少し古いデータですが御容赦ください。タイトルにも書いてありますが、これは管理技術者の人数ではなくて、管理技術者の選任がされている建築物の数となっているので、必ずしも管理技術者の人数を示しているわけではないということに御注意いただければと思います。原則は建物1棟につき1人なのですが、大規模なビルですと、複数の管理技術者が選任されている場合もありますし、逆に複数のビルを兼任をしている場合もあるので、この数字が管理技術者の人数に直結しないのですけれども、近い数字ということで持ってきております。日本全国で特定建築物は4万6,210棟あり、管理技術者が選されている建物は、4万5,964棟、選任率としては99.5%なので、ほぼ選任されている状況です。真ん中の列と一番右は、都道府県別でそれぞれ特定建築物の数と、選任された建築物数を並べております。御想像のとおり、都市部ではかなりビルの数も多いということで、地域差がかなり大きな状況になっています。事務局からは以上です。

○倉渕座長　ということで、当面は兼任要件について整理するという事です。別添1に、事務局としてのヒアリング内容の案が示されております。お手元の資料3を見ていただきたいと思います。問1として、「御社のICT技術は、建築物衛生法に基づく管理項目のうち、どのカテゴリーに該当しますか」ということで、空気環境の調整、給水、排水、清掃、ねずみ等の防除とあり、どの項目をICT技術による合理化ができなすかということです。問2が、「御社のICT技術により、建築物環境衛生管理技術者の業務をどのような観点でサポートできますか」ということで、これが先ほど御紹介いただきましたけれども、建築物環境衛生管理技術者の業務フローで、どこのパートにICT技術が有効に活用され得るかということです。問3は、問1、問2の結果を踏まえて、「兼任要件のうち、どの項目で緩和することが可能と考えられるか」と。1つ目は、現状特定建築物は1人3棟までという上限。建築物の維持管理権原者が同一であること。空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であること、同じようなものでなければ駄目だということです。そして、物理的な距離です。問4、御社のICT技術を特定建築物に導入する際、又は運用する際に考慮すべき事項はあるでしょうか。新築では難しい、新築でなければ難しい、自動測定装置の較正が困難ということです。イメージとしては、ビルに何かセンサーなどが埋まっていて、BEMSでデータが取れるというような場合に、そのデータを使って建築物環境衛生管理技術者の業務が合理化できるという可能性があるかと。それによって、兼任担当の条件の緩和が可能かといった内容のヒアリングになっております。

私も実務のことはよく知らないのですけれども、これは実際に測定する方の資格や立場

というのは、何か要件があるのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 建築物衛生法では測定者についての規定はありません。

○倉渕座長 そうすると、どういう立場の人が測定しているのでしょうか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 資料 2-1 にありますように、ビルメンテナンス業の中に、空気環境測定業や水質検査業があり、そういった方々が実施しているものと考えております。

○倉渕座長 そうすると、それは建築物環境衛生管理技術者の方が、ビルメンテナンスの方を指名して、測定をお願いして、その結果に基づいてジャッジをするという流れですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 依頼するのは、ビルのオーナーの場合もありますし、管理技術者が業者を知っていれば、その方をお願いするというところもあると思うので、ケースは様々だと思いますが、測定した結果は管理技術者の下に集まることになります。また、ビルのオーナーは台帳を整備するという義務がありますので、台帳を整備するという義務は管理技術者ではなくて、ビルのオーナー、維持管理権原者にあります。

○倉渕座長 なるほど。ですから、今ここで出てくる ICT というのは、ジャッジの所は合理化できないので、データ収集の部分での合理化ということになるのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 例えば、データが前回の値と比較するのが容易・明確になるといったものがありうるかと、事務局では考えているところです。そういったことも含めて、最新の情報を聞き取りたいと思っております。

○倉渕座長 はい、分かりました。どなたか、この流れについて、何か御発言はありますか。中野委員、お願いします。

○中野委員 中野です。度々で恐縮ですが、今のフローを見るにつけ、管理技術者の責務、職務が、実態というか測定検査等の評価、また管理計画の立案から始まって、例えば改修、改善につなげていって、より良い環境衛生基準に則った維持管理がなされるということだろうと思っています。法の設立当初は、1 棟について 1 名ということでしたが、時代の変遷の中で同一区の所有者、権原者の下では 3 棟というように、いろいろな変更がなされてきたと思うのです。もともと、管理技術者そのものが、その建物に常駐するというのではない以上、複数管理をすることも、これは当然できるはずだというのが、私の考え方の基本にあるわけです。したがって、いわゆる同一の所有者であるとか、例えば同じような設備内容、あるいは用途ということにこだわる必要も、近年においてははないのではないだろうかというような、素朴な疑問というか感じを抱いているのが実情です。

私ども業界としても、先ほど北村さんから御紹介がありましたように、高齢化の中で管理技術者の確保が非常に難しいということもあるわけですが、より具体的に実態を調べる中では、兼任の緩和ということも当然必要だろうと思っておりますし、一定程度、要件として維持管理権原者が同一であるとか、あるいは距離の問題や用途の問題もあろうかと思うのですが、それを抜本的に見直すことも、ひとつ視野に入れていただいて御検討いただ

くということも必要かなと思っております。以上です。

○倉渕座長 要するに、群管理みたいな、例えば ICT を使って遠隔で測定データが吸い上げられるような建物が、最近増えてきていますよね。そうすると、物理的な距離は余り関係ないですし、多分棟数に制限があるのは、1つ1つの建物の状況を把握するのに非常にエネルギーが要るような場合には、それなりに数は制限しないと1棟1棟の建物に十分なケアが行きわたらないだろうという心配があったのだろうと思うのです。それが、条件が充足していて、その心配は ICT 化によって払拭されるということであれば、ある程度、条件の緩和は確かに考えられるなどは思います。ただ、一律に緩和というわけにはいかなくて、どういう条件が整っていれば従来と同じ密度でビル管理ができるかということが課題になるということですね。ありがとうございました。林先生、御意見はありますか。

○林委員 既に、おっしゃっていただいていることですがけれども、この ICT 技術が実際にどれだけ業務をサポートできるような状況になっているのかと、ボリューム感を把握することは、まず重要かなと思います。ですので、このアンケートで、その辺りの規模感を確認するのが最初のステップではないかと思えます。

あとは、この調査の中で分かってくるとは思うのですがけれども、実際に ICT 技術がどういうものがあって、どこに活用されているのかという、最初の質問に空気環境の調整、給水とありますけれども、もう少し具体的な事例の収集があると、皆さんの判断の材料として使えるのではないかと思います。以上です。

○倉渕座長 これは、例えば現状の空気環境に関する基準で、温湿度とか CO₂ とか CO とかがありますよね。これは BEMS が入っていると、既に測っているのが結構ありますよね。そのように、既に建物の内部で計測しているものというのは、いわゆる建築物環境衛生管理技術者の室内における測定データとしては、今は使えないのですか。

○林委員 今は使えない状況だと思います。

○倉渕座長 それは、何か条件があるのですか。

○林委員 それは、空気環境測定の業種の方が行っている方法によって、測定しないといけないということです。その結果を使わないといけないということです。

○倉渕座長 CO₂ 検知管、あるいは検知管で校正した紫・赤外線のものとか、何か制約が当然あると。

○林委員 はい、そうですね。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 事務局から補足いたしますと、空気環境の測定については、測定機器を建築物衛生法施行規則で決めているのですが、それに加え、測定場所を原則部屋の中央の 75~150cm の間の位置で測定するとなっているのです。自動測定のセンサーは壁等にあると思いますので、部屋の中央値を必ずしも再現しているとは言えないので、今は使えないという状況になっています。

○倉渕座長 そうすると ICT とはいえ、現状では測定そのものの行為は、人が行ってやらなければ駄目ということなのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐　そうですね。現状は、そういう仕組みになっています。大体、測定の高さのある台車を部屋の真ん中ぐらいに持ってきて、ちょっと時間をおいて測って、それを午前と午後で2回やるという形だと思います。

○倉渕座長　なかなか、その部分が結構なハードルになりますかね。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐　そうですね。我々としても、BEMS等で常時測ってれば、室内の空気環境の傾向は把握できているのですが、それが例えば1000ppmを超えていない状況が保たれていたとしても、部屋の端には人が余り密集していることはないので、部屋の中央の空気環境の状況等をどれぐらい反映しているのかが把握できれば、BEMSのデータも使えるのではないかと考えております。

○倉渕座長　なかなか大変そうですね。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐　そうですね。あとはBEMSについては、粉じんの測定はできないのではないかと考えているのですが、今はどういう状況でしょうか。CO₂や温度は測れると思うのですが。

○林委員　厚生労働科学研究でも、ある程度ヒアリングを行いましたけれども、粉じんまで測っているという事例はほとんどないと思います。

○倉渕座長　それは、BEMSがですよ。

○林委員　BEMSがです。

○倉渕座長　大体、測らなくてもクリアしてしまうのですよね。

○林委員　はい。だと思いますね。それは多分、管理基準の側の検討課題でもあると思うのです。ですので、ICTと管理基準の関係をどう整理するかが、1つの大きな課題になっているという状況だと思います。

○倉渕座長　そうすると、問1で、もう少しディテールの設問があったほうがいいのではないですか。何を、どこで、どのように測っているかということ、問1の中で少し深掘りをしていただくといいかなと思います。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐　こちらのヒアリング項目は、これを参考に、これを基にプレゼンテーションをしていただく予定としております。

○倉渕座長　プレゼンなのですね。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐　そうです。この項目を含めながら、例えば5～10分程度、このカテゴリの中の空気環境の調整のカテゴリであって、具体的にはこういうことが自動で測れるとか、自動でデータが蓄積されていくというイメージです。すみません、最初に申し上げるべきでした。

○倉渕座長　プレゼンをしてもらうということですね。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐　そうです。

○倉渕座長　分かりました。鎌田先生、何か御発言はありませんか。

○鎌田委員　私は余り発言しないほうがいいかなと思っていたのですが。ビル管的なもの、建築基準法のほうで、やはり定期検査があるわけです。重なっている部分はできるだ

けビル管に持ってくるような形で、ビル管のデータがあれば定期検査のほうは OK にするということが大分整理させてもらったつもりなのです。ですから、こちらが基本になって、定期検査のほうが楽になったというような扱い方をしております。

あとは、ビル管のほうでいろいろと問題になったときに、部屋の使用状況等が変わらなくて、部屋の改修も行っていないのだったら、前のデータを相当使えるのではないかと。測定間隔を延ばすということは考えていいのではないかという気はしていますけれども、その程度しか、今のところは出てこないですね。

それから、定期検査で優秀な人たちを表彰する制度があって、皆さんが熱心にやってくれるということで、それが意外に効いているのです。優良管理技術者にも、そのような表彰制度的な、よくやっている人を表彰するようなきっかけを与えてもいいのではないかという気がしますけれども、今のところは。こちらは試験や講習会をやることで精一杯で、今年度を過ぎってしまったものですから。今のところはそのような状況です。また何かありましたら、発言させていただきます。

○倉渕座長 ありがとうございます。皆様方から、ほかに何か発言はありますか。それでは、別添 2、地方自治体あての調査項目については、説明していただいておりますか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 はい、説明しております。

○倉渕座長 これは、各地方自治体が、どういう条件のものを。これは、厚労省がひな形を作っているのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 そうです。こういった項目で調査をしたいと思っております。平成 9 年に、都道府県調査を一度行っているのです。そのときの状況を少し共有しますと、管理技術者の兼任を全然認めていない自治体は、その当時では 1 か 2 しかなかったもので、現状も基本的には認めている自治体が多いのだと思っております。ただ、そのときの回答からいくと、1 人 2 棟ぐらいまでから、10 棟を超えるような兼任を認めている事例も報告されていて、かなりばらつきがありました。

現在は通知で、国のから上限 3 棟と示していますが、自治事務ですし、技術的な助言にとどまりますので、各自治体でどういった運用をしているのかは、この検討を進めるに当たって把握しておきたいと考えております。

○倉渕座長 ただ、これは自治体側がどうしているかということですよ。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 はい。

○倉渕座長 これは、建築物環境衛生管理技術者の方から、要望が来るのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 この調査自体は、自治体に送って、その自治体が特定建築物の届出、それから管理技術者はこの人だという届出を受理しますので、そのときに管理技術者が既に他の建物に選任されている場合は、届出の書類に記載することになっているので、この人は何棟兼任しているというのが分かるような仕組みになっています。

○倉渕座長 逆に言うと、自治体ごとにどういうルールになっているというのは、管理技

術者の方は知っているのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 それを具体的に示している自治体と、そうでない自治体があります。ホームページなどで兼任に関する Q&A を示しておられて、例えば兼務する合計面積が 5 万 m² 以下であるとか、立入り検査などの結果に指導事項があるとか、管理技術者本人がビルの設備等の状況を知らないという場合は認めないとか、そういう一定の基準を示している自治体もあります。

○倉渕座長 それはオンデマンドというか、要望があつてそれに対して現場が判断してということですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 坂下先生、どうでしょうか。

○坂下委員 健康安全研究センターの坂下と申します。東京都では、兼任の条件を、ルールを決めまして、ホームページ及び講習会等で常時、周知しております。そういう形でやっておりますので、全く示していないことはございません。具体的な基準については今申し上げましたように、ホームページ等に全て示されております。よろしいですか。

○倉渕座長 複数の建物の管理を担当できるというのは、当初はそういう要望を受けて、その条件を精査されて、条件を見て、これなら大丈夫ということのを何かどこかのレベルでジャッジをされて、そういうことが積み重なって、ある種のルール化がされたと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○坂下委員 当初のルールを作ったときの経緯までは、私は把握しておりません。冒頭説明がありましたが、兼任する場合は当然、変更届が必要になってきます。兼任しているビルの名称、所在地を届け出る義務付けがありますから、その変更届の際に兼任しても大丈夫かどうかという相談がきます。その相談を受けてから立入検査の結果等を見て、不適事項はないのか、兼任しても支障がないかを判断しています。よろしいでしょうか。

○倉渕座長 ICT 技術みたいなものが発達すると、それは緩和することはあり得るのですか。

○坂下委員 はい、ビル管理技術者が実際にビルの管理を実施しているケースも少なくございません。ビル管理技術者が、空気環境測定の実務等をやらないという前提に立ったときに、ビル管理技術者の職務、監督というところを、ICT を活用して効率化していくとして具体的にはどういうものがあるか、まだ少し、イメージが付かないと思っています。

○倉渕座長 そうなると、現状で新しい技術を使って、そういったものを把握できている事例などを見て、これなら大丈夫ということなのか、これはまだ駄目だというのを個別に、現状で判断して複数の建物が兼務できるかどうかの妥当性を考えると、そういうことで進めているということですね。

○坂下委員 はい、そうです。

○倉渕座長 はい、分かりました。どうもありがとうございます。そうすると、今のよう
に東京都の場合にはルールを定めて、それを明示されているということなので、それをそのまま、その情報を頂ければいいということになりますね。これは事務局で、どれぐらい

の自治体を対象に調査をされるのでしょうか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 通常、事務連絡などを我々のほうから発出する際に使用するメールアドレスをリストにしておりますので、そちらを活用して送ろうと思っております。47都道府だけではなくて、保健所設置市も含めて御協力いただければと考えております。

○倉渕座長 東京都はホームページ上で条件を明示ということですが、その他の自治体は、これをやってみないと分からないですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 そうですね、幾つか抜粋してみたところ、例えば県内だったらいいと書かれている自治体もありますし、特定用途として延べ面積が10万㎡までいいですと書いているように、具体的な基準を設けている所もございますが、大多数は厚生労働省から通知で示している、1人当たり3棟までとか、相互の距離とかを勘案してとか、そういう形になっている所が多かったと、事務局では思っております。

○倉渕座長 あと自治体は複数建物の管理を兼任したいとする建築物環境衛生管理技術者の妥当性の判断をしているわけですが、逆に管理技術者は兼任したいということがあり得るわけですね。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 そうですね、管理技術者側はそういう認識かもしれません。

○倉渕座長 調査はされないのですか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 そ管理技術者自身が加入する全国的な協会といったものはないのです。先ほど坂下委員からもありましたが、実際にビルの管理を自身でやっている管理技術者もおられるということなので、ビルメンテナンス会社に御協力いただきまして、幾つかモデルケースを聞き取っていきたく思っています。例えばその中で管理技術者として、もう1棟ぐらい兼任できるとか、逆に、今管理している物件で手一杯だとか、そうしたところも先ほど業務のボリューム感というお話がありましたが、そういったところを把握したいなと思っております。

○倉渕座長 そうすると、一応は管理技術者からも調査をするということですね。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 はい、そうです。ただ、保健所のように100を超えるという数にはちょっとならないと思います。

○倉渕座長 結局、これは最終的に、現状での自治体の対応を割といろいろなところはどいう対応をしているかを調べて、あとは、できる範囲で管理技術者の方からの、兼任するという要望ですか、この条件ならできるのではないかみたいなことをお尋ねして、結局、兼任を許すかどうかは地方自治体の裁量に委ねる部分もかなりあるので、厚労省としては全体的なガイドラインみたいなものを定めると、割とそれを参考にして自治体の人が決めてもらえることがあるので、そこのところの指針を定められないかということですかね。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 おっしゃるとおりです。繰り返しになりますが、自治事務ですし、厚生労働省で示すものはあくまでも技術的な助言の目安と

してしかならないので、最低限ここまでいけば兼任を認めていいというような示し方になるのか、そうしたところも含めて、どういう表わし方がよいのか、検討を進めていきたいと思えます。

○倉渕座長 はい、分かりました。これは割とイメージが明確になったかと思えます。ということで、一応、自治体の対応と、あとはホームページ等で公開しているものについては、そのホームページの資料なども含めて、このようにやっていますよというような資料収集もお願いできますでしょうか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 はい、承知しました。

○倉渕座長 では、それプラス公表資料の収集をお願いするということと、建築物環境衛生管理技術者側からの兼任の要望みたいなものについても調査をしていただきたいと思います。

それでは、一応、今日はキックオフということで、こういう論点について調査をしますということの頭出しではあったのですが、ちょっといろいろと通信上のトラブルがあったりして、すみません。私もよく慣れていないものですからよく分からないところもあって、余り会議が順調にいったかどうか自信がないところではありますけれども、今日の議論を踏まえて、今後の方針などについて各委員から御発言を頂きたいと思えますが、よろしいですか。一応順番に、秋葉さん、お願いできますでしょうか。

○秋葉委員 秋葉です。これから調査をするということで、その調査項目として1つ、今の実態として、人が、管理技術者が建築物の調査をしているという、評価をしているということですが、問題は、今は人でやっていて、例えば基準値とか、何がオーバーしているとか、具体的な問題を抽出したほうがいいのではないかと思えました。ICT に変わるとして、そうした問題が、今までは人がやっていたものがクリアになるかということが大事だと思いますので、今まで技術者が評価していて問題になっているかというところを、まず少し具体的に明らかにしたほうがいいのではないかと思えました。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。再び、すみませんが、鎌田委員、お願いいたします。

○鎌田委員 鎌田です。いろいろな御意見を聞かせていただいて、私なりに少しまとめ始めているところで、今すぐという話ではないのですが、やはり管理技術者に求められているのは、いわゆるビルのオーナーにとって、きちんとした意見の言える人ということだと思います。その辺のことも含めていくと、権原者が別の建物もいっぱいやっていいよというのは本当にいいのかなとか、1つずつ考えていくと、まだまだ突っ込まなければいけないところがあるのではないかという気がします。いわゆる面積だけで本当に話をしているのかと、そういうところが気になったところがございます。

あとは皆さんのやっていることとか、これから発言されることを聞いて、私どものやっているような講習会等でも、少しずつ改善する方向の資料として役立てさせていただきたいと思っております。以上です。

○倉渕座長 ありがとうございます。坂下委員、お願いいたします。

○坂下委員 坂下です。今日はありがとうございました。本日の議論を踏まえまして、内部でも少し話を進めて、今後とも、より良い会議の進行に力を尽くせるように、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○倉渕座長 よろしくお願ひいたします。高田委員お願ひいたします。

○高田委員 高田です。今回、実際に兼務をする管理技術者の資質面について、何か要件というものが必要ではないのかということが、まず1点気になりました。

それから、この兼務を行っていて、各自治体等に何か問題点が挙がってきていないのか、実際に兼務を行っている管理技術者の方が兼務する上で、何か課題になっているというようなことでもかまわないと思っておりますけれども、そういったことも収集することが必要なのではないかと感じました。以上です。

○倉渕座長 今の御発言はどちらかという自治体側から、これはまずいのではないかみたいなことの事例があるかということでしょうか。

○高田委員 そうですね、そのほうが拾いやすいのではないかと思います。実際に兼務を認めた上で、何か問題になっているようなことがあるのかということ。あとは、ビルの管理を行っている管理技術者のほうにヒアリングをされるようなお話が少し出ていましたので、その管理技術者が兼務するに当たって、課題があるのかどうかということも、少し御意見を拾えればいいのかと感じました。

○倉渕座長 ありがとうございます。

それでは、北村さん、今御指摘いただいた点は、兼務に当たって問題点が過去になかったかということと、管理技術者の方が兼務するに当たって、どういう問題点があるかも、併せて調査をしていただきたいと思います。そういう趣旨ですよ。

○高田委員 はい、そうです。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 別添2の調査表に、少し付け加えたいと思っております。

○倉渕座長 どうもありがとうございます。

○高田委員 よろしくお願ひいたします。

○倉渕座長 谷川委員、お願ひいたします。

○谷川委員 谷川です。私は、日本ペストコントロール協会という立場で、今回参加させていただいていますが、皆さまとは少し、カテゴリーが違うというところでの管理の範囲になってしまうのですが。要は、ねずみ・昆虫等の衛生管理のところ、現状も踏まえて、いろいろと問題がある部分、過去の厚生科研費のところでも出ていますように、特定建築物というカテゴリー以外でも範囲を拡大しなくてはならない部分、それ以外でもいろんな問題が出てきていますので、そういうものを皆さまの御意見を頂きながら勉強したいと思っております。その点でいろんな意味で我々のところは本当に特殊だということで、今もそうですけれども、コロナのことも含めて、我々のところで、新しい分野でもまた活躍しなければいけないということも出てきますので、またいろいろな御意見を頂ければ有り難

いと思っています。以上になります。

○倉渕座長 ありがとうございます。中野委員、お願いいたします。

○中野委員 中野でございます。今日は本当にありがとうございます。今 18 年ぶりと言いますか、平成 15 年以来の見直し検討という機会が与えられたと理解をしています。もちろん建築物を取り巻く環境も当時とは大きく変化を遂げていると感じています。兼任の問題に特化して考えてみますと、やはり兼任を認めるという制度上の課題と、ビル管理技術者そのものの人的あるいは質的な課題、そうしたこともあるように感じています。せっかくの機会ですので、そういうことも含めて多角的に検討を加えていただいて、より良い回答が出るような方向で、皆さんと一緒に協働していきたいと感じております。今日は本当にありがとうございます。以上でございます。

○倉渕座長 ありがとうございます。西村委員、お願いいたします。

○西村委員 西村でございます。本日は参加させていただきまして誠にありがとうございます。本当に先生方のいろいろな御意見を頂きまして、拝聴しまして、非常に参考に、勉強になりました。私どもはどちらかと言いますと、谷川先生と同じで、水のほうの関係でして、特に私は地球温暖化によって、こういう水体系も相当変わってくるのだろうと。こういうことも含めますと、この特定建築物の用途とか、そういうものの関係の中で、その水瓶をしっかりと確保できるような、あるいはそれらをしっかりと指導できるような、そんな環境をこういった中に取り入れていただくようなことも、是非お願いできればと思っております。本当に今日はありがとうございます。

○倉渕座長 ありがとうございます。林委員、お願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。本日の議論は非常に多岐にわたっていて、技術の話と、制度の話と、それから実態の話とありましたけれども、私は空気環境の不適率が 20 年間上がり続けているという、そういう状況を一番気にしているのですが、それと今回の検討がどういう形で応えられるかということと非常に期待するところです。

あと、兼任については、以前に自治体から兼任をすることで、このような不適率に影響を与えているというようなレポートを見たことを思い出しましたので、後で事務局に御連絡したいと思えます。ありがとうございます。

○倉渕座長 ありがとうございます。最後に、私から一言。今回コロナの問題で、非常に世間が室内の、とりわけ空気環境に関する注目度が大変高いという中で、日本の場合には、いわゆる職場でクラスターという話は余り聞かないのですね。これはやはり一つにはこういう制度がしっかりと機能しているということなのではないかと思えます。空気環境がしっかりと維持されていることが、こういうパンデミックみたいな状態においても、建物のレジリアンス性能を高めるという意味では非常に重要な役割を果たしている。そうした意味で、どなたかの先生がおっしゃっておられましたけれども、合理化も大事けれども、本来の意向を無視して合理化というのはやはり本末転倒になるので、このシステム、この法制度が持っている貴重な役割はきちんと確保しつつ、とは言え、これから人手不足

みたいなことが起こってくる中で、制度がきちんと機能するようにリファインをしていくとそういう方向で、この会議がお役に立てればというように感じております。

ということで、今日は大体、以上ですけれども、次回、次々回、2月、3月の2回の会議に対しましては、主に兼任要件についての検討をしていただきまして、どういう方向性が考えられるかについて、委員の皆さまには引き続き、調査結果などを踏まえて御議論いただきたいと思います。それが一段落した段階で、年度が改まりましてから、冒頭の、特定建築物の適用範囲を拡大する必要があるのかどうか、あるいは建築物環境衛生管理基準の見直しが必要なのかと、これはなかなか重たい課題ですけれども、これについて御検討を頂きたいと思います。

以上で、本日の議論は一応、一区切りの終了となりますけれども、事務局より何か伝達事項はございますでしょうか。

○医薬・生活衛生局生活衛生課北村課長補佐 本日は活発な御議論を頂きましてありがとうございました。また冒頭はシステムのトラブルで御迷惑をお掛けしました。申し訳ございませんでした。次回の検討会は2月22日の月曜日、朝10時からとなっております。本日と同様にウェブ開催といたしますが、Skypeのほうだとなかなか音が難しいかもしれませんので、会議システムをWebexに変えるかもしれません。また改めてそちらを御連絡させていただきます。

また、今年度3月までは日程調整させていただきましたが、4月以降の検討会の日程調整は別途、御連絡させていただきます。所属等が変わられる先生は事前に承っておりますので、その先生方には別の御連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

○倉淵座長 それでは、第1回建築物衛生管理に関する検討会を終了いたします。皆さま、どうも御苦労さまでした。